

# 平成31年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成31年3月28日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 8名

会 長	2番	縣	次 男
副 会 長	11番	大 塚	弘 士

委 員	1番	大 津	雄 司
	5番	高 田	英
	7番	二ノ宮	政 広
	8番	安 部	義 浩
	9番	江 藤	国 子
	10番	小 野	恵美子

4. 欠席委員	4番	坂 本	成 一
	6番	麻 生	俊之輔

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第4条の規定による許可申請について

③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

④ 非農地証明の発行について

⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑥ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

⑦ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中 8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成31年 第3回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員  
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 7番 二ノ宮 政広 委員さんをお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第11までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員  
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしく申し上げます。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」  
(議案第1～5号 5件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案1～5号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」  
(議案第6～7号 2件)

議 長

日程第2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて 2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、議案朗読説明。

議 長

議案 6・7号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思ひます。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第8～13号 6件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案8号からになります。議案8号と9号は、渡人が同じでございますので、まとめて説明をお願いします。説明は、議席番号8番 安部 義浩委員さんより説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案番号8号・9号について説明します。

渡人が離農で管理出来ないと、8号議案に関して申請地は、受人の家の隣になっております。受人は、約4000㎡の田を作っておりますので、別に問題はないと思ひます。

9号議案ですが、8号と同じで離農で管理出来ないという事です。受人は、家の近所という事で購入するという事で話が決まったそうです。審議の方、宜しくをお願いします。

議 長

それでは、議案8・9号について、皆さんより質疑があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様なので、この8・9号の案件につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案10号ですが、この案件 事務局より説明をお願いします。

事務局

渡人は大分市に居住しておりまして、離農により管理が出来ないという事です。受人は、挾間町の空き家を購入しましてリフォームをしているところです。リフォームが終わり次第、4月か5月位にこちらに移り住んで来るという事で、今回農地を購入して準備をしているところです。農作物は、水稻・粟・野菜と聞いております。機械等は持っておりまして、特に問題はないと思ひます。以上です。

議 長

それでは、議案10号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この10号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案11号ですが、この案件も事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

こちらの案件は、議席番号6番 麻生 俊之輔委員さんが担当名なのですが、欠席という事でお話は伺っております。

受人は、大分市の駅裏にお住まいという事なんですけど、今回庄内町の方で空き家を購入しまして、現在こちらの方も現在リフォームを行っている途中であるという事です。リフォームが終わり次第、転居してきます。農業は息子さんと一緒にするという事で、白菜・大根・ブルーベリーを植えるという事です。出身は湯布院という事で、子供の頃は親の手伝いで農業をしていたのですが、本格的には農業は家庭菜園位しかした事がないと伺っております。経営面積は0と書いているんですけど、後程出てきます(関連議案38号) 利用権設定の農地と合わせますと、6862㎡あるという事で条件はクリアしております。問題はないと思います。審議をお願いします。

#### 議長

それでは、議案11号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この11号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案12号ですが、この案件も麻生委員さんの担当ですが欠席ですので、事務局より説明をお願い致します。

#### 事務局

こちらも議案10号と同じ受入です。耕作する物も同じで、水稻・栗・野菜というふうに伺っています。こちらの方も不動産屋さんの方でお世話された農地です。特に問題はないと思います。宜しくをお願いします。

#### 議長

それでは、議案12号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この12号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案13号ですが、議席番号7番 二ノ宮 政広 委員より説明をお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

この農地につきましては、以前違う方が持っていらして、他の場所でバラを作るという様な形で、この土地を売ってそちらの方でバラの経営をしたという事でございます。近年、社会情勢の変化の中でバラの経営を断念した経過がありますが、今回、新たにこれを買戻しということで、娘婿が受け人となっています。今後の営農については、受け人と義理の親と一緒にいう事でございます。機械等は持っておりますので、将来お子さんと農地を守っていくという感じでございますので、申請を受付しました。宜しくお願いします。

議 長

それでは、議案13号について、質問があればお願いします。  
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この13号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第14～16号 3件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案14～16号の全ての農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

それでは、議案14号から審議を行いますが、この案件申請人が事参与制限を受けますので、推進委員の佐藤哲也委員さん、退席の方お願い致します。

(推進委員 佐藤 哲也委員 退席)

それでは、議案14号につきまして、議席番号8番 安部 義浩 委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案14号について説明します。場所は、県道別府挾間線の石城小学校の所です。ここは、始末書に書いているんですが、平成30年4月から駐車場用地として使っておりました。はっきり言って、農作物販売所の様な竹で作った様な建物が建っております。私が現地に行ったのは、今年の10月頃だったと思うんですが、そういう様な所です。審議のほどお願いします。

議 長

この案件について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この14号の案件、意見なしと進達しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、許可相当と認めます。

佐藤 哲也委員お入りください。

(推進委員 佐藤 哲也委員 着席)

それでは、佐藤委員にご報告致します。この議案14号の案件、許可相当と皆さん審議致しましたので、報告します。

推進委員 佐藤 哲也 委員

ありがとうございました。

それでは、議案15号ですが、議席番号9番 江藤 国子 委員より説明をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

15号について、説明致します。資料は5ページになるんですけど、湯布院町川北の荒木地区で佐伯市のつるみ山荘が北側になります。申請人は定年後も関連会社に勤めており、申請地の生産性が悪くて収益が見込めない事と会社務めの関係で農業の規模を縮小したいという事から貸駐車場にしたいという事です。現地には地目上は田となっていますが、もうすでに宅地化されており、砂利敷きですので排水も問題ないかと思えます。ご審議の程、お願いします。

議 長

それでは、この議案15号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この15号の案件、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案16号ですが、9番 江藤 国子 委員より説明をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

16号について説明致します。場所は資料8ページなんですけども、湯布院町川西で国道210号線の奥山の里 入口の所から入ってしばらくたった所なんですけど、私の家の斜め前の山の中になります。この今回申請された、申請人のお父様が50年前にクヌギの木を植えられてまして、結構な大きな木になってるんですけど、地目と実際の所

が違うという事で、今回4条の申請となりました。始末書・理由書も付いてますので、宜しくをお願いします。

議 長

それでは、この議案16号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この16号の案件、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

## ■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第17号 1件)

議 長

日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

朗読後の説明・・・借り人の会社社長(個人)として前回、転用申請がなされましたが、会社が公文書偽造という問題を起こして、第2回の農業委員会総会では、社長個人としても県からはっきりしないうちは転用申請はできないとの指導により保留としていました。3月25日に会社が問題の施設を撤去したということで転用申請が可能となり、今回 議案17号の再度の審議となっています 以上です。

議 長

議案17号につきまして、事務局より詳しい説明わかりました。皆さん、質問があればお願いします。

(7番 二ノ宮 政広 委員より挙手有)

7番 二ノ宮 政広 委員

前は、県の指導の中で保留となりましたが、今回これを受け付けてよいというのは、期間とかがあったのですか。

事務局

前回文書を偽装してですね、日出の方に太陽光を設置したらしいんですけど、それがわかってパネルを撤去するまでは、他の所に転用申請が出てもそれは受け付けてくださいと県からの指示が出まして、3月25日に撤去が全部完了しましたという事で、県から申請を受け付けてもいいですと通知がありましたので、また今回、議案に入れさせていただきました。

議 長

二ノ宮委員さん、よろしいですか？

7番 二ノ宮 政広 委員

はい。

議 長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この15号の案件、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第18号 1件)

議 長

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案18号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され問題はないと考えます。

議 長

議案18号ですが、議席番号1番 大津 雄司 委員より説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

はい、説明します。資料は15ページからになります。地図が見つらいのですか、国道210号線沿いのバス停鶴田入り口の近くに申請地はあります。渡人は相続してこの土地を所有する様になりまして、ある程 管理はされていたのですが、今回 分譲宅地の用地として売却をしたいという事で、今回の申請になっております。実行性もありまして、排水もしっかりしております。何も問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長

それでは、この議案18号について、質問があればお願いします。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この18号の案件、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。



■日程 第7 「農地転用事業計画変更申請について」

(議案第19号 1件)

議 長

日程第7 農地転用事業計画変更申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第7 農地転用事業計画変更申請について、議案朗読して説明します。

議案朗読後の説明・・・この案件は、あまり事例がない案件でして、当初の事業計画視野の方が平成20年6月26日に転用許可うけて住宅を建てるというものですが、諸事情により事業の実施ができなくなったので、本来なら転用許可を取り消して、所有者に農地を返すことですか、今となってはそれも不可能となり、今回 事業継承ということで同じ転用目的で新しい受人が住宅の建設をする事業計画の変更であります。

議 長

事務局より詳しい説明がありました。この案件、時間がかかなり経っているようでございます。ご質問があればお願いします。

(7番 二ノ宮 政広 委員より挙手有り)

7番 二ノ宮 政広 委員

平成20年6月に許可を受けてから未だに執行しないで10年経過してますけど、受けてから何年したら時効というか督促、指導とかをされるんですか

事 務 局

通常は、工事着工後3ヶ月後・1年後に工事の進捗状況報告を出すようになっていきます。工事完了後の報告書が出されていない案件については、1年に1回の督促をしていますが、具体的な指導はしていません。

7番 二ノ宮 政広 委員

許可を受けても出来なくてもいいって事ですか？

事 務 局

一応、転用事業が終わりましたら完了報告書を出してもらえますけど、完了報告が出てない所には、完了報告を出してくださいという催促はしています。ただ、この平成20年の頃については、完了報告が出てないという事であり、たまたま別大興産さんが空いてると土地がないか探してましたら、こちらの土地が空いてるがここは許可が出ている土地とわかりまして、この土地に家を買いたい方がいるんだけどという話で、今回ののはこびになったわけです。

通常なら元の地主さんに戻るのが原則なんですけど、今回は先程説明したようにたまたまというか同じ目的で住宅という事で、事業計画の変更で申請がでたという案件です。

議 長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この19号の案件、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

## ■日程 第8 「非農地証明の発行について」

(議案第20～21号 2件)

議 長

続きまして、日程第8 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第8 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案20号及び21号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案20号からですが、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この20号案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案21号ですが、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

現地は、雑木とかそういったものが生えているのですか。

事 務 局

現地は、フナや竹が繁茂しておりまして、重機とか入っても根がはってるので復元は困難と思われる状態です。

5番 高田 英 委員

農振は掛かってないですね？

事 務 局

農振は掛かってないです。

5番 高田 英 委員

というのは、この非農地証明の申請者は、実は農振の会議でもいろいろ問題があつて、太陽光パネルを設置する結構されてる方なので、非農地証明が出た後でまた太陽光パネルとかいう計画があるとか、そういった事はお聞きになってないですか？

事務局

そのことについては、聞いておりません。

5番 高田 英 委員

字図からいったらその他の土地が今、農振の関係でストップしているんですよね。ということは、多分ここもいずれは太陽光パネルにしたいっていうのが、出てくる可能性が非常に高いという事ですね。太陽光パネルをしたいという気持ちがあつてもそうとは言わんわね。いずれ、転用で出てくるのではないですかね。

議長

他にご質問はないでしょうか。

(9番 江藤 国子委員より挙手有り)

9番 江藤 国子 委員

この方、十数年来原野であると書いてあるんですけど、申請人が持つてからこのような申請がでる？この人、いつも作らないで荒らしてまわってるんですけど・・・。

事務局

申請人が所有したのは、平成26年7月になってます。

5番 高田 英 委員

という事は、3条申請の時もちゃんとやってなかったという事ですね。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この21号案件 非農地証明の発行を決定致します。

## ■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案22～41号 20件)

議長

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）20件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案22号から議案35号までは継続の案件です。一括して質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。

（ありません。）

それでは、議案22号から議案35号まで一括して、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案36号からは新規でございますので、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

（9番 江藤 国子 委員より挙手有り）

9番 江藤 国子 委員

議案番号36号ですけど、借受人は88歳で新規で6年間ではありますが、後継者の方とかいらっしゃるんですか。

議長

事務局が今、調べてくれておりますので少しお待ちください。

事務局

利用権設定の用紙には、後継者の方と一緒にされるとは書いていません。頑張っていたかどうか。

議長

それでは、議案36号他に質問はありませんか。

（ありません。）

それでは、この36号案件承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案37号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

（ありません。）

それでは、この37号案件承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案38号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

（ありません。）

それでは、この38号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案39号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この39号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案40号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この40号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案41号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この41号案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

## ■日程 第10 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」

(議案42号 1件)

議 長

日程 第10 農用地利用集積計画について（所有権移転）の審議、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第10 農用地利用集積計画について（所有権移転）、議案朗読説明。

議 長

議案42号について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、承認される委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第11 「下限面積（別段の面積）の設定について」

（議案43号 1件）

議長

日程 第11 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第11 下限面積（別段の面積）の設定について、議案朗読説明。

議長

事務局より説明がありましたけど、この件につきまして質問があればお願いします。  
質問はないでしょうか。

（ありません。）

審議は終了しましたが、その他ありませんか。

ないでしょうか。

（ありません。）

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。